

奈良県広域水道企業団会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第14号

奈良県広域水道企業団会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県広域水道企業団就業規則（令和7年3月企業管理規程第10号。以下「就業規則」という。）第33条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇の基準を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1号会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる者をいう。
- (2) 第2号会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる者をいう。

(1週間の勤務時間)

第3条 第1号会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、企業長が定める。

2 第2号会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

(週休日及び勤務時間の割振り等)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日（第3項の規定によるものを除く。）をいう。以下同じ。）とする。ただし、企業長は、第1号会計年度任用職員については、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 企業長は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、第1号会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 企業長は、会計年度任用職員（次条の規定の適用を受ける会計年度任用職員を除く。以下この項において同じ。）について、会計年度任用職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該会計年度任用職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該会計年度任用職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の申告を経て、単位期間（就業規則第3条第3項に規定する単位期間をいう。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該会計年度任用職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該会計年度任用職員の勤務時間を割り振ることができる。

第5条 企業長は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある会計年度任用職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 企業長は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、4週間ごとの期間につき8日以上 of 週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日以上 of 週休日を設けることが困難である会計年度任用職員について、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上 of 割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

（その他勤務時間及び休日に関する事項）

第6条 前3条に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤務時間及び休日については、常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤職員」という。）の例による。

（休暇の種類）

第7条 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

（年次有給休暇）

第8条 会計年度任用職員の年次有給休暇の日数は、1年度について、別表第1に掲げる勤務日の日数（1週間ごとの勤務日の日数が同一である会計年度任用職員にあつては1週間の勤務日の日数とし、勤務日が週以外の期間によって定められている会計年度任用職員にあつては1年当たりの勤務日の日数（任期が1年に満たない場合は、実際の勤務日の日数に12を任期の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とした月数。以下同じ。）で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）。以下同じ。）とする。以下この条及び次条（第1項第15号を除

く。)において同じ。)の区分に応じ、同表に定める日数とする。

2 同一年度内において、任期が更新され、又は退職後に引き続き任用されることに伴い、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算にあたり当該更新又は任用（以下「更新等」という。）以後の勤務が更新等前の勤務と継続するものとされる者の当該年度における年次有給休暇の日数については、当該更新等以後の勤務と更新等前の勤務とが継続するものとみなして前項の規定を適用する。

3 1時間を単位としてとる年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

(1) 第1号会計年度任用職員 勤務日1日当たりの平均勤務時間数

(2) 第2号会計年度任用職員 7時間45分

4 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、1年度における年次有給休暇の20日を超えない範囲内の残日数を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

5 企業長は、職員の勤務及び勤務条件の特殊性その他の事由により、第1項、第2項及び前項の規定により難いと認めるときは、年次有給休暇について別段の定めをすることができる。

6 前各項に規定するもののほか、会計年度任用職員の年次有給休暇については、常勤職員の例による。

（特別休暇）

第9条 企業長は、会計年度任用職員が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

(1) 負傷又は疾病のため療養する必要がある場合 1年度において別表第2に掲げる勤務日の日数の区分に応じ、同表に定める日数を超えない範囲内の期間

(2) 感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する感染症及び検疫法（昭和26年法律第201号）第2条に規定する検疫感染症をいう。）のまん延の防止等のために必要な場合として企業長が定める場合 その都度必要と認められる期間

(3) 風水震災その他の非常災害による交通の遮断により勤務が不可能となった場合 その都度必要と認められる期間

(4) 風水震災その他の天災地変により会計年度任用職員の現住居が滅失又は破壊された場合 1週間を超えない範囲内でその都度必要と認められる

## 期間

- (5) 交通機関の事故等による不可抗力の場合 その都度必要と認められる期間
- (6) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出に応ずる場合 その都度必要と認められる期間
- (7) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 その都度必要と認められる期間
- (8) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 正規の勤務時間の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した時間であって、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる期間
- (9) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員が保健指導又は健康診査を受ける場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合にあっては、いずれの期間についてもその指示された回数）。当該1回につき、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる期間
- (10) 会計年度任用職員の出産の場合 出産予定日より8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から産後8週間を経過する日までの期間
- (11) 会計年度任用職員（当該職員が常勤職員であるものとした場合にこの号に規定する特別休暇と同等の休暇を与えられる者に限る。）が生後満1年3月に達しない子（就業規則第9条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）を育てる場合 1日2回（1日当たりの勤務時間が4時間以下の場合は、1日1回）、1回につき30分の期間
- (12) 会計年度任用職員の婚姻の場合 連続する5日を超えない範囲内で必要と認められる期間
- (13) 忌引の場合 奈良県広域水道企業団就業規則施行規程（令和7年3月企業管理規程第11号）別表第3に定める期間内において必要と認められる期間
- (14) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため、勤務しないことが相当と認められる場合 1年のうち、企業長が定める期間内において、別表第3に掲げる勤務日の日数及び企業長が定める期間における任期の区分に応じ、同表に定める日数の範囲内の期間
- (15) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1

週間の勤務日の日数が3日以上とされている者又は勤務日が週以外の期間によって定められている者で1年当たりの勤務日の日数が121日以上であるものであって、任期が6月以上であるもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。第16号から第18号まで及び次項第5号において同じ。)が、その子の看護等(次のいずれかに該当することをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1年度において5日(その養育する12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

ア 負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うこと。

イ 予防接種又は健康診断を受けさせること。

ウ 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条の規定による出席停止又は同法第20条の規定による学校の休業に伴うその子の世話をを行うこと。

エ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定子ども園その他の施設又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業におけるウに準ずる事由に伴うその子の世話をを行うこと。

オ 入園、卒園、入学又は卒業の式典その他これに準ずる式典に参加すること。

(16) 会計年度任用職員が配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 会計年度任用職員の配偶者の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における3日の範囲内の期間

(17) 会計年度任用職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における5日の範囲内の期間

(19) 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1年度において5日(当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては、15日)の範囲内の期間

2 企業長は、会計年度任用職員が次の各号に掲げる場合に該当するときは、

当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

- (1) 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病のため療養する必要がある場合 その都度必要と認められる期間
  - (2) 妊娠に起因する疾病のため療養する必要がある場合 その都度必要と認められる期間
  - (5) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 その都度必要と認められる期間
  - (6) 生理日に勤務することが著しく困難である場合 その都度必要と認められる期間
  - (7) 就業規則第9条第4項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- 3 企業長は、特に必要があると認めるときは、会計年度任用職員に対し、前2項に規定する休暇以外の特別休暇を与えることができる。
  - 4 特別休暇の単位及び承認の申請については、常勤職員の例による。
  - 5 前条第3項の規定は、1時間を単位としてとる特別休暇を日に換算する場合について準用する。

（介護休暇）

第10条 次の各号のいずれにも該当する会計年度任用職員は、要介護者の介護をするため、それぞれの要介護者が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合には、企業長の承認を得て無給の介護休暇をとることができる。

- (1) 介護休暇の申出をする時点において、1週間の勤務日の日数が3日以上とされている者又は勤務日が週以外の期間によって定められている者で1年当たりの勤務日の日数が121日以上であるもの
- (2) 指定期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までの間に、任期が満了し継続勤務しないことが明らかでない者

2 前項に規定するもののほか、会計年度任用職員の介護休暇については、常勤職員の例による。

(介護時間)

第11条 次の各号のいずれにも該当する会計年度任用職員は、要介護者の介護をするため、それぞれの要介護者が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、企業長の承認を得て無給の介護時間をとることができる。

(1) 初めて介護時間の承認を請求する時点（次号において「請求時点」という。）において、1週間の勤務日の日数が3日以上とされている者又は勤務日が週以外の期間によって定められている者で1年当たりの勤務日の日数が121日以上であるもの

(2) 請求時点において、1日につき6時間以上の勤務時間を割り振られた勤務日がある者

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間（1日につき割り振られた勤務時間から5時間45分を減じて得た時間が2時間を下回る場合は、当該減じて得た時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前2項に定めるもののほか、会計年度任用職員の介護時間については、常勤職員の例による。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った会計年度任用職員に対する意向確認等)

第12条 企業長は、会計年度任用職員が配偶者等（就業規則第9条第4項に規定する配偶者等をいう。）が当該会計年度任用職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該会計年度任用職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出に係る当該会計年度任用職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 企業長は、会計年度任用職員に対して、当該会計年度任用職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、会計年度任用職員に対する介護両立支援制度等の請求等に係る意向確認等については、常勤職員の例による。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。  
(年次有給休暇に関する特例)
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において構成団体（奈良県広域水道企業団規約（令和6年11月1日総行市第130号）第2条に規定する構成団体をいう。）の会計年度任用職員であった者であって施行日に奈良県広域水道企業団の会計年度任用職員となったものの年次有給休暇の日数については、第8条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日数に施行日の前日における当該者の構成団体での年次有給休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数とする。

別表第1（第8条、第9条関係）

1週当たり		年間所定 勤務日数	任用期間											
勤務 時間	勤務 日数		12 月	11 月	10 月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
30 時間 以上			20 日	18 日	17 日	15 日	13 日	12 日	10 日	8日	7日	5日	3日	2日
30 時間 未満	5日	217日 以上												
	4日	169日 から21 6日まで	15 日	14 日	13 日	11 日	10 日	9日	8日	6日	5日	4日	3日	1日
	3日	121日 から16 8日まで	11 日	10 日	9日	8日	7日	6日	6日	5日	4日	3日	2日	1日
	2日	73日か ら120 日まで	7日	6日	6日	5日	5日	4日	4日	3日	2日	2日	1日	1日
	1日	48日か ら72日 まで	3日	3日	3日	2日	2日	2日	2日	1日	1日	1日	1日	—

別表第2（第9条関係）

勤務日の日数	週5日以上 又は年217日以上	週4日又は 年169日 以上217日未満	週3日又は 年121日 以上169日未満	週2日又は 年73日 以上121日未満	週1日又は 年48日 以上73日未満
休暇の日数	10日	7日	5日	3日	1日

別表第3（第9条関係）

勤務日の日数	週5日以上 又は年217日以上	週4日又は 年169日 以上217日未満	週3日又は 年121日 以上169日未満	週3日又は 年73日 以上121日未満	週1日又は 年48日 以上73日未満	
企業長が定める期間における任期	2月を超える期間	5日	4日	3日	2日	1日
	1月を超え2月以下	3日	2日	2日	1日	0日
	1月	1日	1日	1日	0日	0日